保育施設等への入所に必要な書類

□　教育・保育給付認定申請書　兼　保育施設等利用申込書（児童１人につき、１枚必要）

□　保育を必要とする理由を証明するもの【幼稚園等希望の場合は不要】（原則、父母どちらも必要）

〇就労証明等

- 会社等勤務者（パート等含む）：勤務先が記入した就労証明書　【標準 or 短時間】
- 会社等勤務予定者：勤務予定先が記入した就労証明書　【標準 or 短時間】
- 自　営　業：就労証明書と税の申告書の写し等　【標準 or 短時間】
- 内　職　等：就労証明書と委託者もしくは発注者の証明　【標準 or 短時間】
- 病　気　等：本人の申告 及び 診断書もしくは各種手帳等　【標準時間】
- 介　護　等：　〃　及び 看護される者の各種手帳、診断書もしくは認定証等　【標準時間】
- 産前・産後：　〃　及び 母子健康手帳等　【標準時間】
- 就　　学：　〃　及び 学生証もしくは在学証明書　【標準時間】
- 求　　職：　〃　及び 求職の申立書　【短時間】

※　「求職活動」という要件は、年度内に１回のみしか利用できません。

※　年度途中に入所希望の場合は、入所希望月の３か月前の日付けのものから有効となります。
例　：８月入所希望の場合は、勤務証明書等の添付書類は５月以降の日付けのものが必要
例外：４月入所希望の場合は、勤務証明書等の添付書類は11月以降の日付けのものが必要

※　保育施設等入所後に、退職や転職等で状況が変わった場合は、速やかに役場に届け出てください。

□　保育料決定のために必要なもの

〇父または母が税の申告をしていない場合は、保育料の算定ができないため申告手続きが必要です。
※令和８年１月１日に住民票のある市区町村にお問い合わせください。

〇遠賀町外に住民票のある18歳未満の兄姉がいる場合は、その内容が証明できる資料

〇在園（在所）証明書（遠賀町外の保育施設（幼稚園、認定こども園等）を利用している兄弟がいる場合は必要）

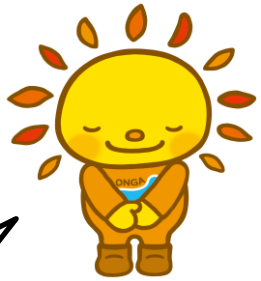
□　口座振替依頼書【2歳児以下の児童で保育園（認定こども園を除く）に入所申込をする方のみ】

※　保育料の引き落しを希望する金融機関に提出してください（複写式のため、２・３枚目にも押印必要）。

※※※　定員基準等により、希望の保育施設等に入園できない場合がありますので、ご了承ください　※※※
※※※　必要書類が不足しているまたは書類に不備がある場合は、入所審査をすることができません　※※※

令和９年４月入所【一次審査】のための申込書提出期間

令和８年１２月１日（火）～
１２月２８日（月）１７:１５まで



※　年度途中に入所希望の場合は、
入所希望月の前月の１０日までです。

【提出・問い合わせ先】
遠賀町役場 こども家庭課 子育て支援係
℡093-293-1254